

1. ご意見いただきました 「市民の声」

1 月にインターネットやメール、投書でみなさんからお寄せいただいたご意見は約 30 件でした。

このほか、電話や窓口でも近隣トラブルなどの問題が多く寄せられますが、そのなかでも、老朽化した空き家に対する相談が後を絶ちません。

「近隣に老朽家屋があるが、古くて倒壊しそうで怖い」「隣の空き家の草木が生い茂りこちらへはみ出していて迷惑している」等の内容が多く、相談者は「所有者がわからない」「所有者が対処してくれない」と、長期間困っておられるのが現状です。

基本的には近隣トラブル等に対し、行政

が介入することはできないため、当事者同士での話し合いや裁判等で解決していただくこととなりますが、空き家の老朽状況によっては、行政から所有者へ指導等の対応を行うことができる場合もあります。人的危険性（倒壊や瓦・壁などが落下し、通行人への危害）が想定される場合や、大阪市管理道路上へ瓦や壁が落下している場合等がこれに該当します。

このような場合は、淀川区役所 5 階政策企画課(広聴：☎06-6308-9683)へご相談ください。



2. 私たち市民の消費生活の 心強い味方です！

大阪市内にお住まいのみなさんに、消費者相談窓口をご案内します。

現代社会では、私達は気付かないうちに日常生活の中で様々な消費に関わる契約を行っています。例えば、お昼の食事を例にとってみると、外食なら飲食店との契約になりますし、料理を作る場合は材料を購入しますので販売店（スーパーなど）との契約…というように、実は、日常の行為のほとんどに契約が関わっているのです。

このように日々数多くの契約に関わると、いろいろな疑問・トラブルが生じてくる可能性があります。そういった[消費生活上の問題についての相談](#)を受け付けているのが[大阪市消費者センター](#)です。

電話相談は、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く毎日 10 時～17 時まで電話 06-

6614-0999 で受付しています。面談でのご相談をご希望の場合は、同じく電話 06-6614-0999 にて事前予約のうえ、天王寺サービスカウンターもしくは大阪市区役所市民相談室（市役所本庁舎 1 階）にて利用できます。住之江区の ATC 内にある大阪市消費者センターでも利用可能です。区役所では面談相談を利用できませんのでお気を付けください。

ご利用にあたっての注意点として、事業者の信用性やサービス等の評価などの問合せ、個別事業者への指導等のご要望は受付しておりませんのでよろしくお願い致します。

